

# (仮称)花巻市建築物等木材利用促進基本方針(素案)に関するパブリックコメントの実施結果について

## 1 実施概要

実施期間	令和6年1月17日(水)から令和6年2月16日(金)までの31日間
周知方法	広報はなまき(令和6年1月15日号)への掲載ほか、市ホームページ及びSNSで周知した。
資料の閲覧場所	花巻市役所農村林務課、花巻市役所総務課、各総合支所地域振興課、各振興センター、各市立図書館、生涯学園都市会館、各保健センターに備え付けたほか、市ホームページで公開した。

## 2 意見募集の結果

意見件数	21件
素案閲覧件数	56件(備付26件、ホームページ30件)

## 3 提出された意見の内容及び意見に対する市の考え方

No.	項目	意見の内容	意見に対する市の考え方	素案への反映状況
1	第2	木材利用の利点を市民に具体的に理解してもらうことが、木材の利用促進につながると考えられることから、次のとおり下線の文章を加える。 …木造化・内装等の木質化を図ることにより、 <u>その断熱性・調湿性・吸音性等の優れた性質を享受できるよう</u> 市民に対して「木との触れ合い」…	ご意見は本項目の本文中の「木の良さを実感する」に含まれると解されますので、文章の追加は必要がないと考えます。	
2	第3の1	法第2条第1項に規定する建築物、市が法第2条第2項各号及び脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令(平成22年政令第203号)第1条各号に掲げる建築物の解説を別表として添付すると内容が分かりやすい。	法第2条第1項に規定する建築物とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物であります。建築基準法第2条第1号に具体的な例示がないことから、解説を添付することはミスリードを招く可能性があると考えます。	
3	第3の1	木材の利用を促進する建築物の定義づけ、例示を追記すること。 木材利用を促進する建築物は、 <u>住家、店舗など</u> 法第2条第1項に規定する… 市が木材利用に取り組む公共建築物は、 <u>学校など</u> 法第2条第2項各号…	法第2条第1項に規定する建築物とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物であります。建築基準法第2条第1号に具体的な例示がないため、例示を追記することはミスリードを招く可能性があると考えます。	
4	第3の2 (1)	平成25年8月策定の「花巻市公共建築物等木材利用促進基本方針」から後退し、かつ木質化を推進すべき施設が具体的でないため、本文の「可能な限り木材の利用に取り組む。」を「可能な限り木材を利用する。」とし、別表として「木質化を推進すべき施設等」を加える。	第3の2の「建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的な方向」の中には、「市が整備する公共の用又は公用に供する建築物は、広く市民に利用される学校、社会福祉施設(児童福祉施設、老人福祉施設等)、病院又は診療所、運動施設(体育館等)、社会教育施設(公民館等)」を例示として表記しています。	

5	第3の2 (2)	項目名に「における木材利用の促進」を追記する。	本項目は、民間事業者が整備する建築物に関することを述べており、市が民間事業者に木材の利用を強制することはできないことから、項目名の変更は必要がないと考えます。	
6	第3の2 (2)	「〇〇、〇〇などの民間事業者」などと民間事業者を具体的に示す。	民間事業者すべてを対象にしていることから、具体的な例示は必要がないと考えます。	
7	第3の2 (2)	誰が誰に対してどのように情報発信するのか具体的に示す。	主語が欠落しておりましたので追記します。	本文冒頭に「市は、」を追記します。
8	第3の2 (3)	国は10月を「木材利用促進月間」としているが、昨年市は啓発活動を行ったのか。	岩手県作成の「いわて木づかい運動」に係るポスターの掲示を行いました。 また、森林の観察会を計画しておりましたが、ツキノワグマの出没が多数確認されたため参加者の安全が確保できないと判断し、観察会を中止しました。	
9	第3の2 (3)	「努める」は「努力すること」であり実際に取り組むべきであることから、本文の「情報発信等に取り組むよう努める。」を「情報発信等に取り組む。」とする。	本項目は、施策の具体的な方向を規定する項目ですので、実施できる範囲で努力していくことを表したものです。	
10	第3、第4	可能・不可能の基準を明示せずに「可能な限り」という文言を用いることは、恣意的な「不可能」の一言だけで実施しないことが許容されることになることから「可能な限り」の文言を削除する。	第3及び第4の項目は、施策の方向、または目標を規定する項目ですので、実施できる範囲で努力していくことを表したものです。	
11	第4の1、2	平成25年8月策定の「花巻市公共建築物等木材利用促進基本方針」から後退し、かつ木質化を推進すべき施設が具体的でないため、別表として「木質化を推進すべき施設等」を加える。	第3の2の「建築物等における木材の利用の促進のための施策の具体的な方向」の中には、「市が整備する公共の用又は公用に供する建築物は、広く市民に利用される学校、社会福祉施設（児童福祉施設、老人福祉施設等）、病院又は診療所、運動施設（体育館等）、社会教育施設（公民館等）」を例示として表記しています。	
12	第4の3	運送費は基本的に距離比例であり、花巻市外産木材は花巻市内産木材より割高になることから、建材調達に限定せず建設費用を総合的に判断するべきであること、また「県内産の地域材等」の「等」の意味があいまいであることから、末尾文を次のようにする。 …ただし、市内産の地域材の利用が出来ない場合には、他地域材の利用を検討する。他地域材の検討に際しては、県内産を優先することとする。	本項目は、公共建築物に利用する木材のことを規定するものですが、木材の調達においては現時点で市内に木材加工業者がないことを踏まえると、市内産を利用できない場合は木材の運送費を含む調達費を考慮して、県内産あるいは県外産も含めて検討しなければならないことを表記するものですので、修正の必要はないと考えます。	
13	第4の3	積極的な利用方針とするため、本文「原則として市内産の地域材の利用に努める。」を「市内産の地域材を利用する。」とする。	本項目は、目標を規定する項目ですので、実施できる範囲で努力していくことを表したものです。	
14	第6の1	現在、木造建築はRC建築と比較して遜色がないこと、あわせて設計上の工夫や費用の検討を木造建築において強調する表現は、木造建築に基本的な問題が潜在すると誤解されるおそれがあるため、第6の1を削除する。	市が整備する全ての施設において、建物構造にかかわらず建築費用の低減に努めることとしていることから、本項目を削除する必要はないと考えます。	

15	第6の2	木材利用推進に関する会議をいつ、どのようなメンバーで開催したか。	<p>木材利用推進に関する会議である「花巻市木材利用促進協議会」は例年花巻市森林組合が主催し、県、市、市内木材流通事業者、市内工務店、市内バイオマス燃料製造事業者、花巻市建築士会などが参加し、木造化・内装等の木質化の推進に必要な情報収集・提供を行っておりますが、令和5年度については花巻市森林組合の都合により開催されませんでした。</p> <p>木材利用推進に関する会議とは別に、花巻農林振興センターが主催する「花巻・北上地方合同による林業事業者等研修会」が令和5年11月21・22日に行われ、森林組合、林業関係業者、県・市・町の職員が参加し、林地残材活用についての現地研修と意見交換が行われました。</p>	
16	第6の3 (1)	公共建築物における木材の利用については全ての部署から情報収集願いたい。	例年4月に行っている庁内の「花巻市木材利用促進会議」の資料作成のため、庁内の施設管理、工事を行う全ての部署に木材の利用についての情報を求めています。	
17	第6の3 (1)①	毎年度の利用計画の策定と実施は、今後10年先等の利用計画となっているか。	庁内各部署において、数年先の範囲で木材の利用が見込まれる事業を見通しておりますが、毎年度の木材利用計画には当該年度に実施を予定している事業のみ掲載しています。	
18	第6の3 (1)②	市が積極的に市内産木材を使用していることを林業関係者に伝えることにより、健全な森林資源の維持造成の促進が図られることから、本文の「公共建築物等における木材利用状況の把握と実施結果の検証」を「公共建築物等における木材利用状況の把握と実施結果の検証・公表」とする。	木材利用状況を把握、検証した結果を市ホームページに掲載する方法などで公表します。	本項目の最後尾に「・公表」を追記します。
19	第6の3 (2)	庁内における木材の利用計画の情報提供の時期はいつか。	情報提供は、花巻市森林組合が事務局を務める「花巻市木材利用促進協議会」総会を想定しており、これまで総会の時期は6月となっておりますが、今年度は花巻市森林組合の都合により総会が開催されませんでした。	
20	その他	「必要に応じて木材利用促進に関する会議」、「花巻市木材利用促進会議」に森林所有者、林業従事者、森林組合、木材加工業者、販売業者等を加え、連携し木材利用願いたい。	「必要に応じて木材利用促進に関する会議」として設置している「花巻市木材利用促進協議会」は、花巻市森林組合（森林所有者、林業従事者を含む）、市内木材流通事業者、市内工務店、市内バイオマス燃料製造事業者、花巻市建築士会、花巻商工会議所、富士大学及び花巻市で構成しておりますが、「花巻市木材利用促進会議」は市の担当部署の会議でありますことから、外部の方を加えることはできません。	
21	その他	間伐材の利用促進とスギ花粉の少ないスギ品種の導入を図り、山林所有者の収入確保されるよう、花巻市内の建築物等における木材利用が長期的にわたり推進されることを望む。	市としては、スギ花粉対策として樹種転換が効果的であると考えていることから、令和6年度一般会計当初予算にその予算を計上しています。	